

入所案内

—令和3年度版 新規申込用—

(令和3年4月～令和4年3月)



太宰府市 健康福祉部 保育児童課 保育所係
 〒818-0198 太宰府市観世音寺1丁目1番1号
 TEL 092-921-2121 (内線319) FAX 092-925-0294
 Eメールアドレス hoiku-jido@city.dazaifu.lg.jp

認可保育施設の所在地・開所時間

(令和3年4月1日予定)

	保育所名	種類	所在地	定員	電話番号	開所時間	延長保育
公立	ごじょう保育所	保育所	五条三丁目7番2号	200名	922-6860	平日 7時～18時 ※保育短時間認定の児童については、9時～17時となります。 土曜日 7時～16時 【土曜日は勤務状況により18時まで可能です。入所決定後、各園に申込手続きが必要です。】	平日のみ 18時～19時 ※1歳以上の児童 ※保育短時間認定の場合も、勤務時間帯等の都合で必要な場合は延長保育を利用できません。
	南保育所 (公設民営)		朱雀二丁目3番3号	90名	925-5503		
私立	保育所太宰府園		白川2番5号	110名	922-4611		
	水城保育園		長浦台二丁目4番11号	100名	924-8493		
	星ヶ丘保育園		高雄一丁目3788番地5	150名	923-5525		
	筑紫保育園		大字吉松44番地3	128名	923-7333		
	おおざの保育園		大字大佐野2番地2	110名	919-5110		
	都府楼保育園		通古賀三丁目7番1号	150名	923-0516		
	こくぶ保育園		国分一丁目15番12号	150名	928-2020		
	ゆたか保育園・		大佐野二丁目18番26号	150名	929-6565		
	水城青稜保育園		向佐野三丁目8番2号	60名	408-8492		
	すずらん保育園		高雄四丁目25番34号	18名	408-7566		
	ゆたかSecond 保育園		通古賀一丁目1番11号	19名	555-9545		
	梅の香保育園		五条二丁目10番34号	18名	408-7408		

※保育施設の見学をする場合は、必ず事前に保育施設に連絡して日時を調整のうえ訪問してください。
 ※南保育所は見学が必須です。南保育所を入所希望する場合は必ず見学に行ってください。

教育・保育給付認定について

保育施設を利用するにあたって、保育の必要性に応じた「教育・保育給付認定」を受けていただく必要があります。太宰府市は、認可保育施設の利用申込みと教育・保育給付認定申請が同時に可能です。申請に基づき、保護者へ支給認定証を交付し、保育施設の利用調整を行います。

◆教育・保育給付認定区分

保護者の状況及び利用を希望する施設の区分により、1～3号のいずれかに認定されます。

認定区分	対象年齢	保育の必要性	利用できる施設
1号認定 (教育標準時間)	3～5歳	なし	幼稚園(新制度)、認定こども園(幼稚園部分) ※太宰府市内の幼稚園については、新制度に移行の予定はありません。従来通り直接幼稚園への利用申込みとなります。
2号認定 (保育標準時間 /保育短時間)	3～5歳	あり	認可保育所、認定こども園(保育部分)等 ※太宰府市内には、認定こども園はありません。
3号認定 (保育標準時間 /保育短時間)	0～2歳	あり	認可保育所、小規模保育施設、認定こども園(保育部分)等 ※太宰府市内には、認定こども園はありません。

◆保育必要量

保育認定(2号認定・3号認定)を受ける方は、保護者の就労時間等に応じて、保育が利用できる時間(保育必要量)を認定します。「保育標準時間」と「保育短時間」の2つの区分があります。

保育必要量の区分	保育所を利用できる時間 (太宰府市の認可保育施設の場合)	備考
標準時間	7時～18時	必要に応じ、延長保育の利用ができます。
短時間	9時～17時	

保育施設の利用ができる人

太宰府市内に居住し、保護者(父・母)が次のいずれかに該当している、生後50日以上就学前までの児童です。

保護者の状況		保育必要量の区分
就労しているとき	①月120時間以上、又は1日6時間以上の就労 (勤務開始・終了時間の関係で、短時間では送迎が間に合わない場合を含む)	標準時間
	②月64時間以上の就労で、上記①に満たない場合	短時間
妊娠中または産後まもない時		標準時間
病気または障がいがあるとき		標準時間
親族(2親等以内)の介護・看護を月64時間以上行っているとき		標準時間
求職活動を継続的に行っているとき		短時間
震災、風水害、火災等の復旧にあたっているとき		標準時間
大学や専門学校、 職業訓練校に通学 しているとき	①月120時間以上、又は1日6時間以上の就学 (就学開始・終了時間の関係で、短時間では送迎が間に合わない場合を含む)	標準時間
	②月64時間以上の就学で、上記①に満たない場合	短時間
虐待や配偶者からのDV(家庭内暴力)のおそれがあるとき		標準時間
その他、福祉事務所長が必要と認める場合		標準時間
育児休業中のとき(育休の開始月の翌月から終了月の前々月まで) ※在園児のみ ※育休対象者が1歳になるまでに職場復帰することが条件		短時間

※「標準時間」とある状況であっても、本人の希望で「短時間」にすることが可能です。

※「妊娠中または産後まもない時」は、「出産日から起算して8週間(多胎児の場合は14週間)前の日の属する月の1日から、出産日の翌日から起算して8週間後の日の属する月の末日まで」となります。

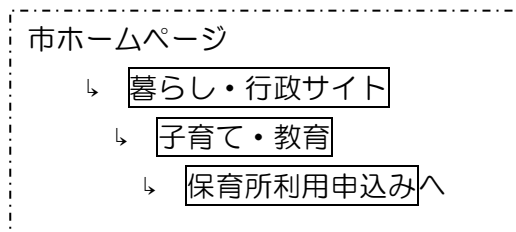
入所の申込み

◆書類配布

令和2年11月2日（月）から、保育所入所申込みに必要な書類を配布します。
申込み期間内までに勤務先から証明を受けるなど、準備をお願いします。

◆配布場所

- ・太宰府市役所1階 保育児童課 13番窓口
- ・太宰府市ホームページからのダウンロード



◆申込み期間・場所

令和2年12月1日(火)～12月28日(月)（土・日・祝日を除く）
ただし、12月12日(土)・26(土)は午前9時～正午の間、受け付けをします。

受付時間：午前8時30分～午後5時00分

申込み場所：太宰府市役所 1階 保育児童課（13番窓口）

市役所までお越しください。

※既に在園中のきょうだい児の令和3年度継続申込みに同封できます。

※年度途中に入所を希望される場合（4月以降に職場復帰等）も、この期間にお申込みください。

※出生予定でも申し込むことができます。

（氏名欄には「未出生」、生年月日欄に「出産予定日」を記載してください。）

※太宰府市に転入予定の方も申し込むことができます。ただし、入所が決定した場合、入所日までに太宰府市に住民登録していないと入所はできません。

※上記期間に申込みした場合でも、定員の都合で希望の保育施設へ入所できない場合や、空き待ちになる場合もあります（例年、待機児童が発生している状況です）。

※令和2年12月28日（月）を過ぎても随時入所受付は行いますが、上記期間に申込みを受付した児童の利用調整を行った後に、入所審査（二次利用調整）を行いますので、ご了承ください。

ならし保育について

入所後、集団生活への適応等を目的として、通常の保育時間を短縮して「ならし保育」が実施されます。期間は通常1～2週間程度から、長い方で1ヶ月程度かかることがあります。（個人差がありますので期間が延びることもあります）

※ならし保育期間中も保育料はかかります。

※職場に復帰する方や、就業日が確定している方については、復帰（就業）予定日前最大1ヶ月の範囲内でならし保育期間として入所申請が可能です。

（例）7月10日から職場復帰の方は、6月10日から保育希望期間として申請可能

※ただし、4月1日から職場復帰・就業予定で3月から「ならし保育」を希望される場合、入所定員の関係で、例年、3月からの入所が困難になっています。この場合、4月上旬がならし保育期間となりますので、ご了承ください。

保育施設入所必要書類チェックリスト（令和3年度）

保護者の状況により、提出書類が異なります。

下記1～3及び④の書類については、全て揃わないと申込みの受付ができません。

不明な点がある場合は、必ず事前に保育児童課までお尋ねください。

申込みの受付時に確認をしますので、この「入所案内」一式をお持ちください。

申込みの受付時点で書類の日付が2カ月前以降のものを受け付けます。

	必要書類	内容・説明	対象者	
全員共通	1 保育所等利用申込書 兼 教育・保育給付認定申請書	記入例を参考のうえ、漏れのないように記入してください。	<input checked="" type="checkbox"/>	
	2 保育料納付誓約書	保育料支払いの約束をします。 ※3～5歳児クラスの児童は不要です。	<input checked="" type="checkbox"/>	
	3 子どもの健康チェック表	子どもの状況について記入してください。子ども1人につき1枚必要です。	<input checked="" type="checkbox"/>	
④ 保育の必要性を証明する書類 (該当するものを提出)	4 就労証明書	勤務先に証明してもらってください。	父・母・祖父・祖母	
	5 自営証明書	家族で自営業をする場合、保護者それぞれ作成してください。事業主が家族従事者のものも証明してください。	父・母・祖父・祖母	
	6 内職申立書兼報酬支払証明書	業務依頼主に証明してもらってください。	父・母・祖父・祖母	
	7 就労内定証明書	仕事が内定した方が勤務予定先に証明してもらってください。	父・母・祖父・祖母	
	8 求職活動申立書	求職者本人が記入してください。	父・母・祖父・祖母	
	9 病気療養・看護（介護）申立書	保護者本人が病気又は障がいがある場合や、保護者が家族を介護する場合に提出してください。下記のいずれかの添付書類が必要です。	父・母・祖父・祖母	
	9の添付資料 ① 診断書	病状や要介護状態を確認できる書類の添付が必要です。	父・母・祖父・祖母	
	② 介護保険証、ケアプラン等のコピー		父・母・祖父・祖母	
	③ 障害者手帳等のコピー		父・母・祖父・祖母	
	10 母子健康手帳のコピー	産前産後期間の入所希望の場合に提出してください。氏名と分娩予定日が記載されたページのコピーが必要です。	母	
	11 在学証明書	通学または職業訓練を受ける場合に学校から証明してもらってください。	父・母・祖父・祖母	
⑤ 該当する場合のみ提出する書類	12 母（父）と子の戸籍謄本	母子・父子家庭の場合（児童扶養手当受給者は不要）	<input type="checkbox"/>	
	13 離婚調停に係る裁判所からの通知、協議離婚申し入れに係る内容証明郵便など	離婚協議中かつ別居中のため、一方の親の監護がない状況であることを確認します。 ※住民票上も別住所である必要があります。	<input type="checkbox"/>	
	保育状況申立書	就学前兄弟姉妹児で、入所を希望しない児童がいる場合、保育状況を確認します。	<input type="checkbox"/>	
	添付書類 14 在園証明書	入所希望児童の兄弟姉妹児が幼稚園・認可外保育施設へ在籍している場合は在園証明書の添付が必要です。	<input type="checkbox"/>	
	※保育所は、兄弟姉妹児の同時入所が原則です。ただし、下記のように認可保育所以外で保育が可能な場合は、希望する児童のみの入所が可能です。その場合、保育状況申立書を提出してください。 ・職場の託児所（自営業の事業所を含む）で保育可能・別居の親族等により保育が可能 ・病気や障がいのため、認可保育所以外を利用する ・他施設（幼稚園、認可外保育施設等）を利用する			
	15 利用希望児童の身体障害者手帳・療育手帳・特別児童扶養手当証書等のコピー	利用希望児童に障がいのある人がいる場合、該当するものを提出してください。	<input type="checkbox"/>	
	16 同居の世帯員の、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・特別児童扶養手当証書・年金証書（障がい年金）のコピー	同居の世帯員に障がいのある人がいる場合、該当するものを提出してください。	<input type="checkbox"/>	
申込日以降に太宰府市に転入予定の場合				
17	① 現在居住している住所地の住民票（世帯全員が記載されたもの）	現在、居住している市区町村の住民票担当課で取得してください。	<input type="checkbox"/>	
	② 住宅購入に関する書類・賃貸契約書など住所が決まっていることがわかるもののコピー	住所が決定している方は住所がわかるものを提出してください。	<input type="checkbox"/>	

◆提出書類に関する注意点

保育の必要性を証明する、チェックリスト4～11の書類は、入所児童の父母と、入所児童と同居している祖父母（昭和32年4月2日以降生まれの方が対象）の書類が必要です。

※提出された書類で確認がとれない場合や疑義がある場合は、追加書類の提出をお願いします。

また、勤務先等への電話や書面による調査、面接等を行う場合がありますので、ご了承ください。

◆入所日の変更

入所日の変更はできません。必ず入所が可能な日を入所希望日に記入するようにしてください。

入所決定

◆利用調整について

太宰府市が定める利用調整の基準に基づき優先順位を定め、保護者が希望する保育施設の中から、利用できる施設について太宰府市が調整を行います。

◆障がいのある児童の審査について

入所基準を満たしている場合、集団の中での保育が可能か判定するために、面接を実施します。

その結果、集団での保育が困難な児童や医療看護等が必要な児童は、入所できない場合がありますのでご了承ください。

一次利用調整

◆審査対象

令和2年12月28日（月）までに必要書類を全て提出した児童が一次利用調整の対象となります。先着順ではありません。

※令和2年12月28日（月）を過ぎて申込みをした児童は、二次利用調整の対象となります。

◆審査結果

一次利用調整の対象者には、2月下旬に審査結果の通知文書を送付します。

また、保育の必要性を認定する証明である「支給認定証（2号または3号）」を併せて送付します。

二次利用調整

一次利用調整で入所が決定していない児童と、令和2年12月28日（月）を過ぎて申込みをした児童は、二次利用調整の対象となります。入所内定者の辞退・退所等により入所が可能である場合に、優先度の高い児童から案内します。

※例年、当初（一次利用調整）の申込者が定員を上回っている状況にあります。

◆申込受付：随時

◆審査日：毎月10日（土・日・祝日の場合、翌開庁日）

ただし、令和2年3月に限り、2回（1日・15日）利用調整を実施。

◆審査対象：一次利用調整の対象者、及び入所希望日が審査日の翌々月末までの児童

審査日の前開庁日までに受け付けたもの

◆審査結果：入所可能な場合にのみ電話で連絡します。

申込受付後、保育の必要性を認定する証明である「支給認定証（2号または3号）」を送付します。

申込後に保護者の状況が変わった、保育所を利用する予定がなくなった、といった変化があった場合は速やかに保育児童課にご連絡ください。適切な利用調整を行うためにも、ご協力をお願いします。

※利用調整における審査基準については次のページをご参照ください。

令和3年度 太宰府市保育所利用調整基準表

基本指数及び調整指数を合算し、指数が高い世帯から利用可能。
ただし、在園児については、前年度と比べ著しい変化がない場合においては指数に関わらず優先的に調整する。

「1. 基本指数表」により、保護者の状況に応じて基本指数を設定する。

「2. 調整指数表」により、該当する内容に応じて加減点する。

同一指数で並んだ場合は「3. 優先基準表」に規定する順位により、優先順位を決定する。

1. 基本指数表

細目		保護者の状況		指数	添付書類
		詳細			
1 就労	居宅外労働	就労	a 160時間以上の就労を常態 (160~/M)	10	就労証明書 就労内定証明書
			b 140時間以上160時間未満の就労を常態 (140~159/M)	9	
			c 120時間以上140時間未満の就労を常態 (120~139/M)	8	
			d 100時間以上120時間未満の就労を常態 (100~119/M)	7	
			e 64時間以上100時間未満の就労を常態 (64~99/M)	6	
		就労内定	a 160時間以上の就労を常態 (160~/M)	同上	
			b 140時間以上160時間未満の就労を常態 (140~159/M)	同上	
			c 120時間以上140時間未満の就労を常態 (120~139/M)	同上	
			d 100時間以上120時間未満の就労を常態 (100~119/M)	同上	
			e 64時間以上100時間未満の就労を常態 (64~99/M)	同上	
	居室内労働及び敷地内	事業主	a 160時間以上の就労を常態 (160~/M)	10	自営証明書
			b 140時間以上160時間未満の就労を常態 (140~159/M)	9	
			c 120時間以上140時間未満の就労を常態 (120~139/M)	8	
			d 100時間以上120時間未満の就労を常態 (100~119/M)	7	
			e 64時間以上100時間未満の就労を常態 (64~99/M)	6	
		家族従事者	a 160時間以上の就労を常態 (160~/M)	9	
			b 140時間以上160時間未満の就労を常態 (140~159/M)	8	
			c 120時間以上140時間未満の就労を常態 (120~139/M)	7	
			d 100時間以上120時間未満の就労を常態 (100~119/M)	6	
			e 64時間以上100時間未満の就労を常態 (64~99/M)	5	
内職等 (基準×70%)	月間20日以上就労	ア 7時間以上の就労を常態 (140h~/M)	6	内職証明書	
		イ 4時間以上7時間未満の就労を常態 (80h~/M)	4		
	月間12日以上就労	ウ 7時間以上の就労を常態 (84h~/M)	5		
		エ 4時間以上7時間未満の就労を常態 (48h~/M)	3		
	その他	オ 上記に掲げるもののほか、勤務の態様から明らかに保育に欠けると認められる場合	1		
2 妊娠、出産		出産前後(産前8週産後8週)の休養のため保育にあたるできない場合 ※多胎児の場合は産前14週産後8週		13	母子健康手帳の写し:期間内入所可
3 疾病等	(1) 疾病	入院	ア 入院1ヶ月以上	13	申立書および診断書:期間内入所可
			イ 常時病臥の場合	13	
		居室内	ウ 精神性・感染症等で医師から安静を要する診断を受けている	10	
			エ 上記に掲げるもののほか、疾病により明らかに保育に欠けると認められる場合	5	
	(2) 障がい	ア 身体障害者手帳1級・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A所持	13		
		イ 身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳2級・3級、療育手帳B所持	10		
	ウ 身体障害者手帳4級以下	5			
4 病人の看護・介護	(1) 入院付添(介護施設除く)	ア 概ね1ヶ月以上、親族(2親等以内)の入院付添する場合	8	申立書および診断書:期間内入所可	
		イ 入院付添する場合	6		
		ウ 入院付添いにあたる時間が120時間以上160時間未満	4		
	(2) 介護・看護(介護施設除く)	ア 長期居宅療養中の親族(2親等以内)を介護・看護する場合	9	申立書、介護保険証(介護度記載分)およびケアプランのコピー:期間内入所可	
		イ 介護・看護にあたる時間が120時間以上160時間未満	7		
		ウ 介護・看護にあたる時間が64時間以上120時間未満	5		
5 災害復旧		災害によって自身の家屋が被害を受け、その復旧のため保育にあたるできない場合		最優先	罹災証明書
6 求職中		求職活動を継続的に行っている、又は行う予定の場合		1	求職活動申立書
7 在学		※居宅外労働を準用		※	在学証明書
8 職業訓練		※居宅外労働を準用		※	在学証明書等
9 虐待・DV		児童虐待又は配偶者からの暴力により、社会的養護が必要な状態にあり、特に保育が必要と認められる場合		最優先	配偶者暴力相談センターからの証明書
10 ひとり親		ひとり親家庭であり、就労等により家庭保育ができない場合(就労内定含む)		最優先	離婚:住民票別居
		ひとり親家庭であり、求職中の場合		10	行方不明:警察より証明
11 その他		児童福祉の観点から、福祉事務所長が必要と認める場合		最優先	

2. 調整指数表

細目	詳細	指数	添付書類
調整点	生活保護世帯で、就労による自立支援につながると判断される場合	+1	
	家計の主宰者が失業中の場合	+3	
	既に兄弟が市内の認可保育所に在園しており、兄弟姉妹が同時に在園することとなる場合	+6	
	保育士及び看護師として市内の認可保育施設で現に就労している、又は就労予定の場合	+10	就労証明書又は就労内定証明書
	入院付添が実子(小学生以下)の場合	+5	
	介護で対象者が要介護以上の場合	+3	介護保険証
	同居の祖父母(65歳未満)が保育可能な場合	-3	
	内定を辞退した場合	-3	

3. 優先基準表

優先順位	項目	添付書類
1	第1次申込み期間内に申込をしている方を優先	
2	市内認可保育施設の利用申込を行っているもの、入所保留で待機している期間が長い方を優先	
3	入所希望日が早い方を優先	
4	父母が既に就労中の方(就労内定以外)を優先	
5	対象児童に障がいがある場合を優先	各手帳、特別児童扶養手当証書等
6	単身赴任等で父母のいずれかが別居している場合を優先	
7	太宰府市民を優先(ただし、転入予定者でも住所が決定している場合は太宰府市民とみなす)	住所が決定していることを証明するもの(転入者のみ)
8	保育料算定時の市町村民税所得割額が低い世帯を優先	

※1. 基本指数表にて保育が必要な理由が複数ある場合、10点を上限に足し合わせることができる。ただし、求職中を除く。

保育料

◆保育料の決定方法

下記①②によって決定します。

①家庭の令和2年度および令和3年度の市町村民税額

※父および母の合計額。父・母の市町村民税額が「0円」の場合は、同居の扶養義務者（祖父母）の税額が対象になることがあります。

対象となる期間	対象となる税額
令和3年4月分～8月分	令和2年度市町村民税額
令和3年9月分～令和4年3月分	令和3年度市町村民税額

②入所する児童のクラス年齢（令和3年4月1日現在の年齢）

◆保育料の決定時期

保育料決定通知は4月中旬に発送予定です。

◆納付方法

（1）保育所の場合（太宰府市への支払い）

①「口座振替」による銀行口座からの引き落とし

※口座振替を希望される方は「口座振替依頼書」の提出をお願いします。

依頼書は保育児童課にあります。

②「納付書」による金融機関等での窓口払い

原則「口座振替」での支払いをお願いいたします

（2）小規模保育事業所の場合（施設への支払い）

施設の定める方法に従ってください。

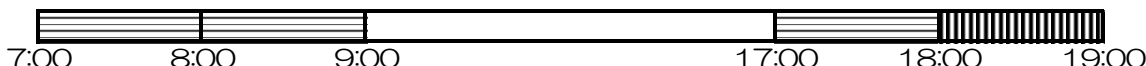
◆延長保育

保育料と別に延長保育料が必要です。保育施設への直接支払いとなります。

対象者	標準時間認定	短時間認定	
		7時～9時 17時～18時	18時～19時
時間帯	18時～19時	7時～9時 17時～18時	18時～19時
対象年齢	満1歳以上	全年齢	満1歳以上
利用料	500円/日	100円/時間	500円/日
月極利用	あり（3,000円/月）	なし	なし

▬の区切り毎に100円/回（月極の利用区分はありません）

▨については500円/回（月極で利用の場合、3,000円/月）



（例）短時間認定児童が7：15～17：45に保育所を利用した場合は、下記のとおりです。

7：00～8：00部分 …100円
 8：00～9：00部分 …100円
 17：00～18：00部分 …100円 合計 300円

※月途中で標準時間認定と短時間認定が変更となる場合は、証明書類提出日の翌日から変更後の認定で取り扱います。ただし、保育料は月途中での変更になりません。証明書類提出日の翌月から変更後の認定で取り扱います。

※証明書類は保護者から市役所保育児童課へ提出してください。

園へ証明書類を提出された場合は、認定が遅れることがあります。

（例1）求職活動中（短時間認定）の方が7月1日に就労証明書（月120時間以上、又は1日6時間以上の就労を満たす）を提出した場合、7月2日から標準時間認定で取り扱う。

（例2）標準時間認定の方が7月1日に求職活動申立書を提出し、7月31日に就労証明書（月120時間以上、又は1日6時間以上の就労を満たす）を提出した場合、7月2日から7月31日までを短時間認定で取り扱う。

◆保育料減免について

災害を受けたため、または病気やその他の事情で会社を休業または失業したため、令和2年の所得（世帯の所得）が前年に比べ大きく減少（3/10以上）し、保育料の支払いが困難な方が対象となります。相談は保育児童課までお願いします。

◆保育費用の負担割合

保育施設で保育に必要な経費のうち、保育料が占める割合は16.5%で、残りの83.5%は税金(国、県、市)によってまかなわれています（令和元年度決算より）。

保育料を滞納されると、他の納税者の負担を大きくすることになります。保育料は、お子さんが日々の健やかな保育所生活を送るために、なくてはならない経費の一部として使われています。保育料は期限までに確実に納付していただきますよう、お願いいたします。

※滞納がある場合は、児童手当から保育料を差し引くことがあります。

入所後のお願い

◆就労等調査

保育施設入所後における就労状況等の再確認のために「就労等調査」を6月頃に実施します。再度、「保育の必要性を証明する書類」の提出をお願いすることになりますので、ご了承ください。

◆お仕事等がお休みのときのお願い

いつも朝早くから夕方遅くまで保育施設で過ごす子ども達にとって、家族と過ごす時間はとても貴重です。お休みのときは、子ども達とのふれあいを大事にしてください。

◆土曜日の保育について

土曜日は勤務状況により18時まで可能です。事前にその必要性確認のため、各園に申込手続きをお願いします。

※土曜日の就労状況は、市に提出された就労証明書等で確認します。

小規模保育(事業)所について

小規模保育（事業）所とは、0歳児から2歳児までを対象に、定員6人以上19人以下で行う小規模な保育施設のことです。

施設の設備や運営、給食の提供、保育料、入所などに関する基準は、基本的に保育所と同じです。

3歳児以降は、各小規模保育（事業）所が設定する連携施設を利用することができます。連携施設以外の保育施設等の利用を希望する場合は、転園の申込手続きが必要です。

◆市内の小規模保育事業所一覧

施設名	所在地	定員	連携施設	給食
すずらん保育園	高雄四丁目4199-4	18名	星ヶ丘保育園	連携施設からの搬入
ゆたかSecond保育園	通古賀一丁目1番11号	19名	ゆたか保育園	自園調理
梅の香保育園	五条二丁目2485番5	18名	星ヶ丘保育園	自園調理

申込みをしたときから、変更があったとき

※いずれの場合も、保育児童課までご連絡ください。

①	確定申告などをして市町村民税額が変更になったとき	速やかに保育児童課までお知らせください。変更内容によっては、保育料の変更が生じる場合があります。
②	保護者が仕事を辞めたとき	退所になります。 ただし、前職を辞めてから3ヶ月以内に次の職に就業できる場合は継続入所を認めています。 この場合、まず「求職活動申立書」を提出し、退職日から起算して90日後の日の属する月の末日までに「就労証明書」を必ず提出してください。 ※退職後、すぐに新しい職についた場合は「就労証明書」のみの提出でかまいません。
③	「保護者等の病気」を理由に入所し、病気が治癒したとき	退所になります。 家庭で児童の保育ができないことがわかる証明書として提出された「診断書」の治癒期間を経過した時は、退所となります。ただし、期間が延長になる場合、延長前に再度「診断書（延長期間が記載されたもの）」を提出された場合は、継続入所が可能となります。
④	「親族（2親等以内）の入院付添／介護・看護」を理由に入所し、対象者が退院したとき	退所になります。 家庭で児童の保育ができないことがわかる証明書として提出された「診断書」の入院（介護・看護）期間を経過した時は、退所となります。ただし、期間が延長になる場合、延長前に再度「診断書（延長期間が記載されたもの）」を提出された場合は、継続入所が可能となります。
⑤	「妊娠中または出産後間もないこと」を理由に入所した児童の母が出産したとき	出産した児童の誕生日をお知らせください。 （通所している保育施設への連絡で可） 出産日の翌日から起算して8週間後の日の属する月の末日まで入所が可能です。
⑥	市外へ転出するとき	退所になります。 ただし、転出日から1ヶ月以内まで通所可能です。
⑦	保育所入所後、家庭で保育できる状況となったとき	退所になります。
⑧	育児休業を取得する場合（入所後に第2子等を出産した場合）	育児休業の対象児童（在園児の弟妹）の出生から1年以内（1歳の誕生日の前日まで）は、育児休業中も継続入所可能です。育児休業（予定）証明書をご提出ください。 ※初めから1年以上の取得の場合、継続入所は不可。 ※当初の予定は1年だったが1年以上に延長することになった場合、退所となります。 ※育児休業中の新規入所はできません。
⑨	転園について	転園は年度替わりのみ受け付けています。年度の途中では転園はできません。また、転園決定後に辞退はできません。

⑩	休所（園）をするとき	<p>保育園を休所（園）するときは、保護者様から園に伝えてください。休みの期間が30日以上となる場合、園から市へ保育所休所（園）届出書を提出していただくことになっています。休所（園）期間中も保育料はかかります。</p>
⑪	入所保留通知について	<p>入所保留通知は一次利用調整の結果、待機の場合は市から通知します。 一次利用調整以降に入所保留通知が必要な場合はご連絡ください。</p>

※退所になるときは、退所日の10日前までに「退所届」の提出をお願いします。

提出先：保育施設または保育児童課